

佐賀県建設工事共同企業体取扱要領（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>第1条～第10条 略 （存続期間等）</p> <p>第11条 県工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は請負契約の履行後12月以内までとすることができる。</p> <p>ただし、当該期間満了後において、当該工事につき、<u>かし担保責任</u>がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。</p> <p>第12条 略</p>	<p>第1条～第12条 略 （存続期間等）</p> <p>第11条 県工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は請負契約の履行後12月以内までとすることができる。</p> <p>ただし、当該期間満了後において、当該工事につき、<u>契約不適合責任</u>がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。</p> <p>第12条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は令和2年6月24日から施行する。</u></p>